

Ⅲ 健康・福祉・防災

1 高齢者福祉、介護保険

国民年金

7万円

(担当：町民生活課住民係)

国民年金はすべての国民が加入する制度です。年金制度は3つのグループに分かれ、それぞれ加入手続きや保険料の納付方法が違います（下表参照）。

町では、自営業者や農業者などの加入や異動の届け出、免除申請の受付、支給開始請求の提出などの事務を行っています。また日本年金機構では、みなさんからの質問にお答えする「年金ダイヤル（☎0570-05-1165）」を開設しています。今年度の国民年金の保険料は、月額1万5,100円です。

■各年金制度の対象・手続き先

	対象者	手続き先	保険料の納付方法
第1号被保険者	学生、自営業者など	市区町村役場	自分で納付
第2号被保険者	会社員、公務員など	勤務先	勤務先で納付
第3号被保険者	第2号被保険者の被扶養配偶者	配偶者の勤務先	なし (配偶者の加入制度が負担)

主な経費

社会保険事務所との通信料 5万円
その他国民年金に関する経費 2万円

財源 国の負担額

136万円

※この仕事に必要な人件費などの費用は国から交付されます

介護保険事業

5,436万円

(担当：保健福祉課福祉係)

介護保険は、40歳以上の保険加入者が納める保険料と、国や都道府県、市町村の負担金を財源として、介護や支援が必要となった被保険者に介護サービスや介護予防サービスを提供し、被保険者と家族を支援する制度です。

介護保険事業は、平成21年4月から後志広域連合が保険者となり介護保険事業を行っています。町民のみなさんのサービスの相談や申請などは役場と倶知安町の後志広域連合で対応します。

主な経費

後志広域連合負担金
・介護給付費分 4,439万円
・広域連合事務費分 562万円
・介護認定審査会分 238万円
・その他事務費 197万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

1 高齢者福祉、介護保険

介護保険予防事業

934万円

(担当：地域包括支援センター)

介護予防事業は、介護が必要な状態にならない、またはなっても重くならないようにするための事業です。地域包括支援センターが中心となって、次の事業を行います。

- 訪問や相談、民生委員などの協力による虚弱高齢者の状況の把握、運動機能向上や栄養改善、閉じこもり予防の支援
- 虚弱高齢者向け運動教室や元気高齢者向け健康教室の開催
- 一人暮らし声かけ支援

主な経費

高齢者の状況把握や相談経費	483万円
訪問用公用車購入費	233万円
介護予防教室開催・訪問経費	86万円
後志広域連合負担金	74万円
一人暮らし声かけ支援事業経費	33万円
元気高齢者向け健康教室開催経費	25万円

財源

後志広域連合からの受託金	589万円
国からの助成金	10万円
二セコ町の負担額	335万円



健康教室

高齢者の総合相談調整支援

917万円

(担当：地域包括支援センター)

地域包括支援センターでは、高齢者の自立した生活を応援するためさまざまな相談を受けています。センターは高齢者の総合相談窓口として、それぞれの要望や相談内容に応じて各種保健・福祉・介護サービスなどへつなぐ支援を行っています。

■センターの主な業務

- ・関係機関と連絡調整し、相談者に必要な制度利用やサービスを紹介
- ・民生委員や地域のみなさんと連携し、高齢者の生活状況の把握や見守り支援
- ・家族介護教室の開催や認知症サポート支援
- ・虚弱高齢者や要支援認定者の介護予防プランの作成とサービス事業者などとの調整

■こんな時は気軽にご相談ください

- ・自宅での生活ができなくなってきた
- ・介護認定を受けたい
- ・近所の高齢者の生活が心配、家族が介護に困っている
- ・介護放置や虐待の心配がある
- ・成年後見人制度を利用したい

主な経費

相談調整など包括的支援経費	700万円
新予防プラン作成委託経費	99万円
後志広域連合負担金	95万円
家族介護教室開催経費	23万円

財源

後志広域連合受託金	475万円
国保連合会からの手数料	247万円
二セコ町の負担額	195万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

1 高齢者福祉、介護保険

委託事業（除雪派遣サービス、在宅給食サービス、軽度生活支援サービス） 147万円

(担当：保健福祉課福祉係)

町では、高齢者の自立した生活を支援するため、ニセコ町社会福祉協議会（事務局：町民センター内）に委託して次の事業を行っています。

■除雪派遣サービス

高齢者や障がいのある人を対象に、積雪時住宅周辺の除雪を行います（費用の一部は本人負担となります）

■在宅給食サービス

在宅の高齢者のうち、老衰、心身の障がい、傷病などの理由で日常生活が不自由で、調理をするときに支援が必要な人を対象に、希望に応じて週1回食事をお届けします。本人負担額は1食あたり200円です

■軽度生活支援サービス

高齢者の自立した生活を支援するため、介護保険の要介護認定に該当しないと判定された人を対象にホームヘルパーを派遣し、軽易な生活援助サービスを提供します。利用額は1時間あたり160円です

主な経費 委託料

147万円

財 源

ニセコ町の負担額	100万円
利用者の負担額	47万円

老人施設入所費 1,216万円

(担当：保健福祉課福祉係)

養護老人ホームに入所している人の費用を助成しています（入所予定者6人）。なお、入所者本人と扶養義務者には所得に応じた費用負担があります。

主な経費

老人施設入所措置費 1,216万円

財 源

利用者の負担額	300万円
ニセコ町の負担額	916万円

生きがい活動支援通所・外出支援サービス 90万円

(担当：保健福祉課福祉係)

高齢者が寝たきりなど介護が必要な状態にならないために、できる限り予防対策に取り組むことが大切です。この事業は、介護保険に該当しないと判定された人でも、デイサービスセンターを気軽に利用してもらうものです。

利用額は1回960円で、そのほかに食事代がかかります。

主な経費

生きがい活動支援通所事業委託料	78万円
外出支援サービス事業委託料	12万円
(生きがい活動支援通所送迎サービス)	

財 源

利用者の負担額	13万円
ニセコ町の負担額	77万円

III 健康・福祉・防災

1 高齢者福祉、介護保険

綺羅乃湯入館料の助成 504万円

(担当：保健福祉課福祉係)

70歳以上の高齢者が、二セコ駅前温泉「綺羅乃湯」を利用するときに、入館料の一部を助成しています。

■入館料（利用者が実際に支払う額）

70歳以上の高齢者 100円

※利用回数の上限は、1人年間80回までです

主な経費

綺羅乃湯高齢者入館料扶助 504万円

財源

二セコ町の負担額 504万円

福祉灯油の助成 141万円

(担当：保健福祉課福祉係)

年収80万円未満の一人暮らしの高齢者と母子・父子家庭を対象に、冬期間の暖房に必要な灯油を助成します。助成を受けるには申請（申請時期11月）が必要です。

■助成期間：12月～3月

■助成量：世帯当たり400ℓ（1カ月100ℓ）

主な経費

老人福祉灯油扶助 99万円

母子家庭暖房費扶助 42万円

財源

北海道の負担額 50万円

二セコ町の負担額 91万円

高齢者緊急通報装置の貸し出し・運営 126万円

(担当：保健福祉課福祉係)

高齢者世帯に緊急通報装置(福祉電話)を設置し、急病や事故などの緊急時に備えます。

利用者には、実費負担として毎月525円(機器の点検料)と設置時に1万円を負担していただいています。

主な経費

高齢者緊急通報システム運営事業業務委託料 126万円



高齢者緊急通報装置

高齢者と障がい者の住宅改修費助成 30万円

(担当：保健福祉課福祉係)

介護保険法や障害者自立支援法では、住宅を改修する工事費の支給制度があります。

この制度での支給額の上限は20万円ですが、町では20万円を超える工事費に対して、その半額を助成します。

町からの支給限度額は30万円までです。

主な経費

改修工事費用助成金 30万円

Ⅲ 健康・福祉・防災

1 高齢者福祉、介護保険

敬老会の開催 193万円

(担当：保健福祉課福祉係)

75歳以上のみなさんを対象に敬老会を開催し、長寿をお祝いします(平成22年度対象者701人)。また、金婚者(結婚50年)に対して記念品を贈呈します。

参加は無料です。

主な経費

会食代など	157万円
送迎費(バス5台分)	19万円
記念品 (金婚式10組 ニセコハイツ入所者)	9万円
案内状印刷費、切手代、謝礼など	8万円

長寿祝い金の支給 334万円

(担当：保健福祉課福祉係)

長寿の節目を迎えたみなさんをお祝いするため、長寿祝い金を支給します(喜寿3万円、米寿5万円、白寿20万円)。

主な経費

喜寿(77歳)	対象者63人	189万円
米寿(88歳)	対象者25人	125万円
白寿(99歳)	対象者1人	20万円

老人クラブ連合会補助 40万円

(担当：保健福祉課福祉係)

老人クラブ連合会の活動経費に対して補助を行います。

主な経費

老人クラブ連合会補助	40万円
------------	------

財源

北海道の負担額	26万円
ニセコ町の負担額	14万円

高齢者事業団運営費補助 50万円

(担当：保健福祉課福祉係)

高齢者事業団の運営費に対して補助します。

主な経費

高齢者事業団訪問開拓員人件費補助	50万円
------------------	------